

女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び 同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について（案）

平成 25 年 11 月
男女共同参画会議
監視専門調査会

男女共同参画会議は、平成 25 年 4 月 26 日、当専門調査会の今後の調査方針として「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」ことを決定した。

同決定を受けて、当専門調査会は、同年 5 月 31 日以降 7 回にわたり、女子差別撤廃委員会からの我が国の第 6 回定期報告に対する最終見解（平成 21 年 8 月。以下「最終見解」という。）への対応に係る政府の取組状況等について、関係府省及び NGO から説明を聴取しつつ議論を重ね、今般、以下のとおり意見を取りまとめた。この過程において、女性に対する暴力・人身取引に関する部分については、女性に対する暴力に関する専門調査会と合同で会合を開催するなど、同調査会の専門的知見を意見に取り込むことにも努めた。

政府においては、最終見解への対応に関し、関係府省の適切な役割分担と緊密な連携の下、1. の意見を踏まえて更なる取組を推進するとともに、女子差別撤廃委員会に対する次期定期報告（以下「報告」という。）の準備に当たっては、2. に掲げる事項に十分留意されたい。

1 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見

(1) 総論

- 「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定。以下「第 3 次基本計画」という。）は、最終見解における指摘事項について点検しながら策定されたものである。政策の立案から評価に至る PDCA サイクルの中で男女共同参画の視点を反映していくとともに、第 3 次基本計画に掲げられた数値目標の進捗も踏まえつつ、第 3 次基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進を通じて、引き続き、最終見解への対応を図っていく必要がある。
- 男女共同参画を推進するための活動は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に定める基本理念を基盤に、地域を取り巻く環境の違いも勘案しながら、各地方公共団体等において特色ある様々な取組が進められている。他方で、地方公共団体では、行政体制・事務の効率化を進める中で、男女共同参画を担当する職員の専門性を確保することが困難になっているとの指摘がある。基本問題・影響調査専門調査会が現在行っている検討の結果も踏まえて、地域における活動に関する先進事例等の情報収集・提供、ネットワークの構築等に取り組む必要がある。

- ・ 地域における取組が幅広い年齢層の人材によって支えられるよう、地方公共団体とも連携して、とりわけ若年層の男女に対して身近な問題にも関わりを持たせるなどして男女共同参画への関心を高めるための情報提供、広報啓発等を行う必要がある。

(2) 各論

ア 民法改正関係【P】

イ 雇用関係

- ・ 暫定的特別措置については、第3次基本計画の策定と関連の取組に対して女子差別撤廃委員会から平成22年11月に最終見解の勧告の履行を歓迎するとの見解が示されており、その後も、男女共同参画担当大臣による政党や閣僚への働きかけ、上場企業における役員・管理職への女性登用等に係る総理から経済界への要請等、相応の前進と積極的な取組が見られる。他方で、例えば、ポジティブ・アクションに取り組む企業数の割合は増加しつつも、民間企業の管理職に占める女性割合は諸外国に比べると著しく低く、その増加のペースも緩やかなものにとどまるなど、引き続き一層の努力が求められる状況にもある。

「2020年30%の目標」に向け、女性の参画の状況を明らかにしながら、公的分野において引き続き計画的な取組に取り組むとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の社会的評価が高まるよう企業の取組を後押しするなどの施策を推進する必要がある。

- ・ 同一価値労働同一賃金に関する取組について、厚生労働省がパートタイム労働者に関する職務評価の実施ガイドラインや男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン等を作成・公表していることは一定の評価ができる。今後、こうした取組を含め、同一価値労働同一賃金に関する取組を進める必要がある。
- ・ 家庭と仕事の両立に関し、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において関連する取組を位置付け、内閣を挙げて強力に推進している点は高く評価できる。企業の女性の活躍に関する情報の「見える化」を進める際に、就職活動をする学生等がワーク・ライフ・バランスの観点からも当該企業の検討をすることができるよう、時間外労働の状況についても開示する情報に含めることを検討する必要がある。また、男性の育児休業取得を促進する観点から、育児休業中の経済的支援の強化に係る検討を進めるとともに、男性の育児休業取得者のロールモデル事例集の作成、「イクメン」の普及等に取り組む必要がある。

ウ 女性に対する暴力・人身取引関係

- ・ 警察職員、裁判官、婦人相談員を始め女性に対する暴力の被害者と接する機会の多い公務員を対象とする研修機会の充実等、女性に対する暴力の被害者への支援に係る取組には一定の前進が見られる。今後も引き続き、女性に

対する暴力を始めとする男女共同参画に関わる研修の充実に取り組む必要がある。

また、女性に対する暴力等についての相談業務に当たる婦人相談員、男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談員について、より一層の育成のため、その専門性の向上に資する機会の提供、経験や能力が継続的にいかされるような雇用の確保等による支援に取り組む必要がある。

- ・ 性犯罪被害者の支援をより一層充実させるため、被害者への適切な対応が可能な医療機関を増加させる観点から、医療機関に対して二次的被害を防止するための研修機会を提供するとともに、医療機関における支援体制の強化や民間施設において被害者から採取した証拠資料を保管する場合の適切な保管の在り方について検討を行う必要がある。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11 月 12 日から 25 日まで）について、同時期又は近接して行われ、対象の一部が共通する他の啓発活動との差別化を意識しつつ、それらの運動と相乗効果が上がるよう、期間中の広報や取組を工夫する必要がある。
- ・ 女性に対する暴力をなくすための抜本的な対策として、若年層に対する教育啓発を進めるとともに、適正な処罰や更生のための的確な処遇の実施等加害者への対策の在り方を検討する必要がある。
- ・ 女性に対する暴力に関し、各府省が実施している調査結果や収集したデータを総合的に分析し、これを基礎としてより実効的な取組につなげていく必要がある。
- ・ 人身取引対策を一層推進するために、経済的側面も含めて被害者に対する適切な公的支援の在り方を検討するとともに、摘発件数に地域差が見られる理由を分析し、地域ごとの実態に即した対策を講じることを促す必要がある。
- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の一環として、人身取引に係る諸外国の取組について、例えば男女共同参画会議の下に設けられる専門調査会の場を活用するなどして分析を一層進める必要がある。

エ 健康関係

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持増進を図るため、特に、若年層の男女に対し、妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供に積極的に取り組む必要がある。

オ 社会的弱者関係

- ・ 配偶者等からの暴力被害者に対する支援に関する情報、母子家庭に対する支援に関する情報等について、外国人である女性が理解できるよう、多言語での情報提供の充実に取り組む必要がある。
- ・ 母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のため、離婚の際の養育費の取決めの際に家庭裁判所における調停手続の利用が促進されるよう、手続のより一層の周知等の取組を推進する必要がある。
- ・ いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検

討する際は、当事者が会議等の議論に参加できるよう努めるとともに、代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要がある。

オ 国際的協調関係

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」について、最終見解においてその批准の検討が奨励されていることを念頭に、批准する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する必要がある。
- ・ 女子差別撤廃委員会が我が国の定期報告等に対して今後表明する見解については、男女共同参画会議の下で関し機能を担う専門調査会等において早い段階から関係府省の役割分担、指摘事項への対処方針等を聴取し、女子差別撤廃条約の積極的遵守の観点から必要な対応を働きかけるなど、国内本部機構の監視機能を一層強化する必要がある。

2 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項

(1) 総論

- ・ 報告を作成するに当たっては、「人権諸条約の締約国による報告の様式及び内容に関するガイドライン」（2009 年 6 月 3 日国連事務総長報告）を踏まえ、実施済又は実施中の施策についての説明にとどまらず、可能な限り、現状分析や改善のための方策、進捗状況等について記載するとともに、現段階では実施が困難な事項についても、その理由、今後の見通し等を記載すること。
- ・ 第 3 次基本計画で設定した数値目標等について結果を示す場合、可能な限り、男女共同参画の推進にどの程度寄与したかを検証して記載すること。
- ・ 報告は、女子差別撤廃条約の各章の構成に沿ったものとしつつ、政府の取組と最終見解における個別の指摘事項との対応が明らかとなるよう工夫すること。
- ・ 報告の作成に当たっては、当専門調査会において実施した NGO からのヒアリングの際に表明された意見や提出資料を参考とするとともに、NGO 等との意見交換の機会を設けるなど NGO 等との建設的な対話を進めること。
- ・ 女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけた最近の取組についても、女子差別撤廃条約及び最終見解の指摘への対応に関連づけつつ、施策の積極的位置付けや具体的内容を盛り込むこと。
- ・ 東日本大震災を機に顕在化した防災・復興における課題への対応として「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめたこと、地方防災会議において女性委員の割合が増えつつあることなどこの間の取組により成果が表れた事項を可能な限り数値も用いながら盛り込むこと。
- ・ 女子差別撤廃委員会が求める報告の提出期限（平成 26 年 7 月）までに提出できるよう報告の作成を進めること。

(2) 各論

ア 差別的な法規定【P】

イ 条約の法的地位と認知度

- ・ 女子差別撤廃条約選択議定書の批准について、政府内における現在の具体的な検討状況及び批准に向けて整理すべき課題を盛り込むこと。

ウ 差別の定義

- ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）の間接差別の定義に関して、労働政策審議会雇用均等分科会における議論及びこれを踏まえた対応状況を盛り込むこと。

エ 暫定的特別措置

- ・ ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍促進についてどのような成果が表れているか、数値を用いて盛り込むこと。
- ・ 基本問題・影響調査専門調査会において、平成 24 年 12 月、行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討に係る議論を取りまとめ、これを受けて 25 年 4 月には男女共同参画会議が、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍促進を含む取組を政府に求めたことを盛り込むこと。

オ 女性に対する暴力

- ・ 性犯罪への対策の推進に関し、女性に対する暴力に関する専門調査会が平成 24 年 7 月に報告を取りまとめており、こうした検討状況を盛り込むこと。
- ・ 第 3 次基本計画にも具体的な取組として盛り込まれている性犯罪に関する罰則の在り方の検討について、今後の見通しを可能な限り盛り込むこと。
- ・ 児童ポルノ対策について、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成 25 年 5 月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき政府が行っている各種の取組を盛り込むこと。

カ 教育

- ・ 女性研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策について、政府において行われている取組を盛り込むこと。

キ 健康

- ・ 最終見解において、可能であれば改正するよう勧告されている人工妊娠中絶を犯罪とする法令について、これに対応する刑法の堕胎罪の規定に関する考え方の説明を盛り込むこと。

ク 社会的弱者

- ・ 障害のある女性に対する配慮について、「障害者基本計画（第 3 次計画）」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に盛り込まれた事項について記載すること。

ケ その他の条約の批准

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況や課題を盛り込むこと。